

【停止除外対象】

- 1 骨格筋（骨付き肉を除く）、舌、横隔膜及び心臓並びにそれらを原料とする加工品
- 2 65℃30 分間以上の加熱処理がなされたことが、輸出国政府機関により証明されているもの
- 3 令和7年5月25日以前にと殺・加工・梱包まで終了しているものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管されたものであることが、輸出国政府機関により証明されているもの